管理	コー 規:	見制の 詩例事 項名		措置 措置 の分 の内 類 容	措置の概要(対応策)	再検討要請	の分 提案主体からの意見 類」の	置「措置」の内の 見し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置」の分類」の発見し	の内 腎1の 各府省庁からの再々検討要請に対する回答 見直	規制特例 提案事項 管理番号 内容		内容 提案主体 名	5 制度の所管・ 関係官庁
083	校 010 設	る公 民営 区域 式の 第2	地方公共団体と民間主体が、連携・協力 して公私協力学校を設置する学校法人を 設立、地方公共団体が、財政団を 技 援を行うとさもに、当該学校の設置運営に 関し、一定の関与を行う、本制度は、幼稚 園と高等学校を対象とする。	С	公私協力学校制度は本年10月から施行されておりますが、この制度は、私立学校において地方公共団体と民間とが連携・協力して民間のノウハウを生かしつつ、地域のニーズを反映した特色ある教育を実施しようさする新しい制度であり、まずは、幼稚園と高等学校を対象に、試行的な取組を進め、その成果を十分に検証することが必要です。 義務教育段階については、地方公共団体に学校の設置義務が課きされておらず、授業料等の骨収も可能である幼稚園、高等学校と異なり、市町村等に公立学校の設置を義務付けていることとの関係等、義務教育制度に係る行財政制度を優との関係について十分に慎重な議論が必要と考えています。したがって、現段階で、小学校、中学校に対象を拡大することは困難です。	協力学校に校となども 設民園の場合であれています。 は、現行が協力においています。 は、現代が協力においていた形はであいいのいであれています。 は、は、また、まである。 は、また、まである場合である。 は、また、まである場合である。 は、また、まである。 は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	С	1	資産要件審査の特例等の適用を受ける特区法上の「協力学校法人」とは別に、通常の学校法人を地方公共団体の協力(校地校舎の提供など)を得て、設立することは現行法制度上も可能となっています。このような従来型のいわゆる「公私協力方式」の学校設置は、小・中学校についても行われており、当該方式により設置された私立学校は、各都適府県の判断により、私学助成の対象ともなっているところです。また、当該学校の設置に当たり、療校施設を使用することは、その所有者である地方公共団体の判断により可能となっています。なおこの場合、国庫補助を受けて整備された施設であっても、一定の要件を満たすものについては、本来必要とされる国庫納付金の納付を免除しています。						きる。 は、貝性安性であると言うし	特別 (京学校) (京学	<b>立如约学少</b>
083	校 け 設 方	る公 民営 区域	地方公共団体と民間主体が、連携・協力 して公私協力学校を設置する学校法人を 別 設立し、地方公共団体が、財政面での支 法 援を行うとともに、当該学校の設置運営に 関し、一定の関与を行う、本制度は、幼稚 園と高等学校を対象とする。	С	公私協力学校制度は本年10月から施行されておりますが、この制度は、私立学校において地方公共団体と民間とが連携・協力して民間のノウノウを生かしつつ、地利度であり、まずは、幼稚園と高等学校を対象に、試行的な取組を進め、その成果を十分に検証することが必要です。 義務教育段階については、地方公共団体に学校の設置義務が譲されておらず、授業料等の借収も可能である幼稚園、高等学校と異なり、市町村等に公立学校の設定を表務付けていることとの関係等、義務教育制度に係る行財政制度を健との関係について十分に慎重な議論が必要と考えています。したがって、現段階で、小学校、中学校に対象を拡大することは困難です。	も公と私が協力した形式での小中学校にできない。 校はできないい。 また、それが可能である場合には、 私学助成や廃校の 活用といった支援	等、義務教育制度に係る行財 政制度全般,のため実現が困 能とされていますが、具体的 にはどのような点が課題とし てあげられますでしょうか、現 時点で公開の難しい点もある かとは思いますが、できるだ は見体的にブタホニ面十ますよ		適産要件審査の特例等の適用を受ける特区法上の「協力学校法人」とは別に、通常の学校法人を地方公共団体の協力(校地校舎の提供など)を得て、設立することは現行法制度上も可能となっています。このような従来型のいわゆる「公私協力方式、の学校設置は、小・中学校についても行われており、当該方式により設置された私立学校は、各都道府県の判断により、無学助成の対象ともなっているところです。また、当該学校の設置に当たり、廃校施設を使用することは、その所有者である地方と大団体の判断により可能となっています。なおこの場合、国庫補助を受けて整備された施設であっても、一定の要件を満たすものについては、本来必要とされる国庫納付金の納付を免除しています。なお、ご義員にてご指摘いただいております点については、具体的な課題はもとより、「地方公共団体に対する学校の設置義務、「授業料の徴収等、義務教育制度に係る行助政制度を発促こいに十分慎重な議論が必要であり、義務教育制度に係る行助政制度を検についます。					10年間で2000 校が出ていまた りの廃れてもさい にを図せいてもで したいかの3」 にきままご 公設はあたって 年3月4知育 た中で発	左記の中教審答申では物質 を記の中教審答申では物質 保障するとは、他の におけるを設成を、は、特れ代 におけるを設成を、は、特れ代 におけるを設成を、は、特れ代 は、大きな、を表し、表数教育の を対して、な立の空をは は、大きな、にれたのない。 は、大きな、にれたのない。 は、大きな、にない、ないのでは は、大きな、にない、ないのでは は、大きな、にない、ないのでは は、大きな、にない、ない、ない。 は、は、教育のでは、ない、教育のでは、ない、教育のでは、ない、教育のでは、ない、教育のであると考えます。 ない、教育ののでは、ため、教育のでは、ない、ない、ない、ない、ない、ない、教育のの、は、教育を が削減 体がに、ない、教育のない。 ない、教育のない。 ない、教育のない。 ない、教育のない。 が削減の根的になっ、ない。 があると考えます。 の教育の関係的に対し、ない、 があるの、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、は、教育の、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、ない、	確実程 環理程 環理程 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京	文部科学省
083	た 学 お 理 格 の	第ののに管 ののに管 ののに管 ののに管 ののに管 ののに ののに ののに ののに	学校教育法施行規則第9条の2の規定に より、国立もいくは公立の学校の校長の任 命権者又は私立学校の設置者は、学校 の、の適と計算に必要がある場合には、第8 条、第9条に規定するもののほか、第8条 会号に掲げる資格を有する者と同等の資 的格を有すると認める者を校長として任命し 又は採用することができる。	D B-2	校長については、平成12年の制度改正により、いわゆる民間人校長の登用が可能となったところです。具体的には、学校教育法施行規則第9条の2に基づいて、国立または公立の校長の学校の任体者が、私立学校の設蓄者が、学校の適望上特に必要がある場合に、教員を新を持っていない方で。なおかつ、一定の教育に関する職の経験がない方であっても、学校教育法施行規則第3条に規定している資格と同等の資質を有すると認める方については、校長として任命し、または採用することができるというものです。よって、ご提案の趣旨は実現可能できるというものです。よって、ご提案の趣旨は実現可能できるというものです。よって、ご提案の趣旨は実現可能できるというものです。よって、ご提案の趣旨は実現可能できるというものです。よって、ご提案の趣旨は実現可能できるというものです。よって、ご提案の趣旨は実現可能できるととして活躍れていませんが、平成い7年10月26日の中央教育を関係とないでは、現在のところ、こうした資格要件の緩和教育といいませんが、平成い7年10月26日の中央教育を議会答申においても資格要件の緩和が適当であると指摘されているところであり、現在検討を進めているところです。	教頭の資格要件の 緩和については、 措置の分類でB-2 との回答であるが、 18年度中に措置を 行うと解してよい か、	D B-2		教頭の資格要件の緩和につきましては、平成17年10月26日の中央教育審議 会答申を踏まえ、現在検討を進めているところであり、今年度中に学校教育法 施行規則の改正を行い、平成18年度当初からの施行を予定しています。					支援する学な際を しなな活すすることを 「1002020 は、できなしてな人 押る。有日本のは、できなしてな人 用状があなは、できなななけれるなけれるなけれるなけれるなけれるなけれるない。	不登校児度生徒を支援する。 いては、管理職は他の教職 にて、不登校支援に関する時 を設置、基は、不登校支援に関する時 送は、不登校の整理と生徒等を、 実践、学体を登校児童生徒等を、 が、管理職に適した人材を登り がある。 が第一の一般にある教職に手が、 が、管理をはある教職に手がある者を 技術で、フリースグール等の経験を で、フリースグール等の経験を で、「採用することができるようす には、有時市な人材を登用いる。 には、有時市な人材を登用いる。 の教職員とては、経験が勝る者。 なってしまりなか、社別免実際 しずらいため、本規楽のよう。 和を期待する。	東にも増 場の現行 は複ず頭に 関連し、複変頭に 関連して を用しまして。 がでは、 を は、 ななななないでで、 も は、 などないでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	文部科学省
083		初等・ 学教 行の 第937 700 第334	・対策 小学校の就学年限は6年とする。 ・中学校の就学年限は3年とする。 ・第1 高等学校の修業年限は、全日制の課程 ・については、3年とし、定時制の課程及び ・通信制の課程については、3年以上とす る。	D -	この度は、ご提案いただきありがとうございます。ご提案の趣旨である。学校区分にとらわれない教育課程の柔軟な対応については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業(802)」の活用によって実現可能です。									算点を置き、 重点を置という。 の原本置と表現を 後月かの報告を表現を 後月かの報告を 1007010 同様の 1007010 同様の 100701	とし、呼 第12学 書き計 2番目、	不足一 名きこい はい ではい でくれ でくれ できない のいま はい でんしい でん でんしい でん でんしょう はい ない はい	文部科学省

管理コー ド 規制の 特例事 頂名 令等		の内 措置の概要(対応策)	再検討要請 提案主体からの意見	「措置 「措置 の内 類」の 内 見直 し		再々検討要請	「措置」 「措置」の分 の内 現の 容,の 見し」 しし	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	具体的事業の実施 内容	提案理由・代替措置の内容	提案主体 制版 質	度の所管・ 関係官庁
学校設		学校教育法では、原則として、学校の設置者を国、地方公共団体及び学校法人に限定していますが、様々な団体や個人が、その教育理念を実現するため、単独又は共同で新たな学校法人を設立し、特色ある学校の設置を行うことは、現行制度上も可能となっております。また、特区においては、このような学校法人を設立しやすくするように、法人設立に際して、校地・校舎の自己所有を不要とする特例措置を講じるともに、特区地域における特別の教育ニーズに対応するため、一定の条件の下で、株式会社による学校の設置も可能となっているところです。							1007020	れるが、他の団体性はある。 既存の学校法人が単独で、或いは他の団体 と協力して設置する可能性であるう。 趣旨にあるう。 趣旨に設置する可能性である。 を関係して設置する視点が 共同で設置する視点が 共同で記置する視点が に設置する視点人材 を選出した。	人・企業等の自己資金や供出金に頼るほかに、市場から広く、つまりこの 趣旨に賛同する一般の個人や団体	個人文章	部科学省
校長、 教願に 9830050 関する 育法第 第プカ化	学校教育法は第7条において「学校には、校長及び相当数の教員を置かなければらない」、と規定されており、また学校教育法第28条等において各学校における必置の職が規定されているが、実際の教職員の配置数の上限については、法令上の制限はない。	ご提案ありがとうございます。ご提案の趣旨である、副校長(教願)の複数配置については、特段法令上の制限はないにとから、国立または公立学校の任命権者または私立学校の設置者の判断により実現可能です。							1007030	連宮全体を統括する。 副校長は、校長の職務全体を補佐する 書1名、それぞれ前 期・中期・後期の教育 に関する校務をつか さどる者3名とする。	小中高一貫教育を建前とする一つの学校なので、当然、校長は1名とする。しかし、この12年間は2番生徒が長ましたり、この12年間は2番生徒が長まれた1分に大きないまた。とはいえ、日常的したものでなければならない、生計教授法等も、前期・中期・後期では担当を変化は、独立した小・中、高校間の段になる。但したものでなけないない。一般では一般で必要となる。但したり、一般では一般で必要を以上が、一般では一般では一般では一般では一般では一般では一般では一般である。というなものではではなら、一般で開め的にそのほかに、校長の関係を体を調整をした。から12年間の教育全体を調整する副校長も別に1名必要である。		部科学省
校長の 行規則 0830060 資格の 第8条 弾力化 第9条	現在、学校教育法施行規則(以下、「規 関))第9条の2の規定により、国立もしく は公立の学校の校長の任命権者又は私 」立学校の設置者は、学校の運営上特に 、必要がある場合には、規則第8条、第9条 に規定するもののほか、第9条各に掲 のげる資格を有する者と同等の資格を有す ると認める者を校長として任命し又は採 用することができる。	校長については、平成12年の制度改正により、いわゆる民間人校長の登用が可能となったところです。具体的には、学校教育法施行規則第9条の2に基プルで、国立または公立の校長の学校の任命権者が、私立学校の設置者が、学校の運営上特に必要がある場合に、教員免許を持っていない方で、なおかつ、一定の教育に関する職の経験がない方であっても、学校教育法施行規則する。完成定している資格と同等の資質を有するとができるというものです。よって、ご提案の趣旨は実明可能できるというものです。よって、ご提案の趣旨は実明可能です。ちなみに、平成17年4月1日東の趣旨は実明可能です。ちなみに、平成17年4月1日東の趣旨は実明可能です。ちなみに、平成17年4月1日東の趣旨は実明可能です。ちなみに、平成17年4月1日東の趣旨は実明であれています。							1007040	別の総務・人争・社員 教育担当、予備校等 の経営者、その他それに類する経験を有 する適任者があれば これを校長として採用	校長は、学校経営を含む全体的管理・運営を統括するのであって、直接 即に児童生徒を指導する者ではな、 従って、教員を計状は必ずしも必須 条件とはしない。 児童生徒のは、 別軍生徒のは、 のいては、教職員免許・教職経験を 有する副校長が主としてこれをつか さどり、校長を補佐する。	個人 文記	部科学省
表の25 教員免 1項、同 3020070 許せの 法第4	製食の採用は、任命権者である各都道府県 教育変員をの判断をもって行われるものであ 。	教員の採用は、任命権者である各都道府県教育委員会の判断をもって行われるものであり、どのような人材を採用するかは、各都道府県教育委員会等の判断となります。教育職員は、学校の推算等によってそれぞれ必要な専門性が異なっているため、それぞれの学校の種類でとの免許を有していることが必要です。 中学校や高等学校の免許状所有者については、専門性の高い教科技構造の推進とついては、専門性の高い教科技構造の推進とついては、中学校や高等学校の免許状行を表していました。 17年1年1月1日 (日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、	いるというこで特別 を許なを受けて教授 することは可能で することは可能で が表現を有しない。 は、中学校の免許状 所有者が、例え は、中学校の免許状が持ったさい。 は、中学やの会に、その者に、学学なりをは、中学・高校免許が、が受けない特別免許状が持ったれが場合とれ、一学校の人の表した。 は、中学を設理任となる。 また、例えば、中学校の指令で、また、例えば、中学校の特別を許状が持った。 は、中学は関階で学感担任となる。 また、例えば、中学校の表した。 は、中学校の発行が、すでに大学にない、「後年の光達が議一を が、すでに大学にかいて修得した単位に が、すでに大学にない、「後年の光達が議である。 が、すでに大学にない、「後年の光達が議である。 ない、「後年の上半位に が、すでに大学にない、一学校の発音で、は、一学校の発音であると考えま、 するれば、小学校のとい、 学校を許を任き、一学が知なのはのです。 を検が大り切なのはの発達が高さる。 を検が大り切なのは、と様にない、 を検が大り切なのは、と様にない、 を検が大り切なのは、と様にない、 を検が大り切なのは、を終ます。 き、中学校免許をか、この要であると考えま。 き、するとは可能のでは、継続ます。	D 「自動では 「具事実容のにてらをたった。」 「具事実容のにてらをたった。」 「関事実容のにてらをたった。」 「関事実容のにているできる。」 「関事実容のにているできる。」 「関事実容のにているできる。」 「関事実容のにているできる。」 「関事実容のにているできる。」 「関事実容のにているできる。」 「関事実容のにているできる。」 「関事実容のにているできる。」 「関事実容のにているできる。」 「関事を表する。」 「関事を表する。」 「関事を表する。」 「関事を表する。」 「関事を表する。」 「関事を表する。」 「関事を表する。」 「関事を表する。」 「関事を表する。」 「関事を表する。」 「関事を表する。」 「関事を表する。」 「関事を表する。」 「関事を表する。」 「関事を表する。」 「関事を表する。」 「関する。 「してる。	教育職員免許法においては、教員免許状は基本的に学校の種類ごとの免許状となっており、同一学校種であるにもかかわらず、発達段階に応じて学年ごとに異なる取扱いをすることを想定しておりません。また、前回も回答致しましたが、小学校の免許所有者はすべての教科を教授することはできますが、各教科に関してそれぞれの教科に関する事門性の高い内容を指導することが求められる中学校において小学校の免許状を有しているということのみをもって指導にあたることはできません。しかしながら、小学校の免許状を有しない中学校の免許状所有者に、小学校の特別免許状が授与される場合においては、小学校の関係で学級担任となることもできます。また、中学校の免許状所有者が、すでに大学において修得した単位に加え、小学校の免許状取得に不足している単位を新たに修得すれば、小学校の普通免許状も取得でき、中学校免許状と小学校免許状を併有できます。	右の提案主体の意見につ いて回答されたい。	教員免許状は、同一学校で、学年によって異なる取り扱うことを想 をしていない。とかの事ですが行う ための科学をはは、小中学教教育学校、 の制度を制度では、小中学教教育学校、 の設置を視野に入れた本格的な を被引きを選ばな、小中学教教育学校、 の設置を視野に入れた本格的な を被引きを選集は、小中学教教育学校、 の設置を必要が、現代表で、 の表して、一般のなどに「一歩ないない。」 して、「現代表して、一般のなどに「一歩ないない。」 して、現代表して、一般のなどに「一歩ないないない。」 して、現代表し、一般のなど、「一般のないないないない。」 は、大きないないないないないないないない。 は、大きないないないないないないないない。 は、大きないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	教員免許状は基本的には教職課程を有する大学で必要な単位を修得することにより授与されるものであり、すべての教員に最小限求められる資質能力を全国一律に保証する性格のものです。 いうものが設置された場合でも、学校の種類にかして教員の質質能力を全国一律に保証する資格制度としての教員免許状の性格が変わるものではありません。このため、学校の個別の対話でよって、相当する免許状を有しない者でも教授することを可能とすることは、適切ではないと考えます。 なお、特別免許状を行しない者でも数だするに、適切ではないと考えます。 なお、特別免許状を有していない者が小学校で教授することは、現行制度においても可能です。	1007050	小さないとなった。 小さないとなった。 がは、独任 を持た、場合学される。 がは、独任 を対した。 がは、独任 をがきる。 がものみ をがは、世校会のから、 をがは、一様を をがは、一様とののからである。 がは、大校合ののからである。 できると、 がは、大校合のからである。 できるできるである。 できるである。 できるである。 できるである。 できるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるで	6競から18歳までの心身の発達は 非常に急速であり、個人差も大きい、 また近年、時代や地域、家庭の多様 な影響も無視できなくなっている。 従って、学齢主義や学年制の一般 はは通用と様子が、一貫性のる学校側 の臨機応変な学校程側の区分による り、一角での学校側の区分による り、一角での学校を関係を もある。 別にに判断し、最適な資質能力を を的確に判断し、最適な資質能力を を的確で対して、なり、大きない。 は、大きないと、大きない。 は、その権限と責任とを明確にする必要 がある。	m i tri	部科学省

管理二	— 規制 特例 項	削の 該当法 令等	制度の現状	措置 措置 の分 の内 類 容	措置の概要(対応策)	再検討要請	の分 提案主体からの意見 類」の	置「措置」の容」の見し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置「措 の分の 類」の容り 見直しし	内 の 各府省庁からの再々検討要請に対する回答 直	規制特例 提案事項 管理番号 内容	提案理由・代替措置の内容	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
08300		業年 学校教第第 37 8 4 6 条	高寺学校の修業年限は、宝日制の課程及 については、3年とし、定時制の課程及 通信制の課程については、3年以上と	びしし	この度は、ご提案いただきありがとうございます。ご提案の趣旨である。学校区分にとらわれない教育課程の柔軟な対応については、横造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業(802)の活用によって実現可能です。また、御提案の4年間同一担任とすることなどについても、各学校の判断により現行制度で実現可能です。									基使力を確実なものと する。 中期の目標: 1) 一般 的な社会道徳・14億作 法を身に付ける。2) 読み書き計算の原用と 発展。3) 小・中学校を 習精調要領の全界を 習情・1007660 情・人生・社会・自然・1人 で「深(考察書店・2) 領の 全・内容を習得、大学等提高 おける等項大野の悪学 ななっ分野を配合。20 会の音を習得、大学等場合。3) 第2 学年で普通・高い西学学年で発売を した。30 年 日 と 第5 年 日 と 第5 年 日 と 第5 年 日 と 第5 年 日 と 1 年 日 と 1 年 日 と 1 年 日 と 1 年 日 と 1 年 日 と 1 年 日 と 1 年 日 と 1 年 日 と 1 年 日 と 1 年 日 と 1 年 日 と 1 年 日 と 1 年 日 日 と 1 年 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	6・3・3制の枠の中では、教科や単 元が細分化され、教育課程が総花的 にならざるを得ない。12年の大枠で なら、初めに読み書き計画が十分に なら、初めに読み書き計画が十分に が保てきる、これにより、習得のため が保てきる、これにより、習得のため の高等学は大幅に高まり、習得のため 11学年までにより、3間得のため 11学年までにより、3間得のため では、2000年での全学の 得することは可能となる。 か、中、高水の段差をなくし、前の単 が中、での大学の音のを 間限・中の子供の吸収力を最大前 前限・中の子供の吸収力を最大前 前限・中間の子供の吸収力を最大前 前限・中間の子供の吸収力を最大前 では、論理的思考の訓練に重、を では、論理的思考の訓練に重、将 の進路選大幅を著し、後期 では、発力 の進路選大幅を著し、後期 の大学入学資格を記載を の大学入学のよ、にある。 、 、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	個人	文部科学省
08300		学校教 学育第第3 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	小学校の就学年限は6年とする。 中学校の就学年限限は3年とする。 高等学校の開発展 については、3年とし、定時制の課程及 通信制の課程については、3年以上とする。	r E	ご提案の小学校、中学校における児童生徒の飛び級については、義務教育の期間は、全国ですべての国民に対し、共通であることに意義があり、地域の特性に応じ扱いの問題などから、一部地域のみ特別の取扱いを認める特区制度を適用することは馴染むものではないと認める特区制度を適用することは馴染むものではないを認める特区制度を適用することは馴染むものではないと認める特区制度を適用することは馴染むものではないと認め、1元とから、特区制度の適用に馴染むものではないと考えられます。 一方、高等学校の生徒の飛び級についても、特区を実施するに当たっての前提となる地域の特性が想定されないことから、我が国の公教育の枠組みにかかる問題として、児童・生徒の全人格的成長等の点も勘察し、国民的な議論により中長期の複素点から検討されるべき事柄であるため、全国規模の規制改革のご要望としても、おいちには、正の制度を活用を分析がら大学への飛び入学が認められる者については、高等学校から大学への飛び入学が認められる者については、高等学校から大学への飛び入が記められる者については、高等学校から大学への飛び入かたければと思います。 こだければと思います。 こだ指摘の原級留置については、各学校長が児童生徒の学習状況などを通切に判断し、各学校長が児童生徒の学習状況などを通切に判断し、各学校長が児童生徒の学習状況などを通切に判断し、各学校長が児童生徒の学習状況などを通切に判断し、名学校長が児童生徒の学習状況などを適切に判断し、名学校長が児童生徒の学習状況などを適切に判断していて行うことになっており、現行制度で実現可能となっております。	右の提案ま、主体例 見を構造の 見を構造の 開発を を は 医 を は 医 を は に で に に に に に に に に に に に に に	3年の枠内でのクラス移動です。本来、原級留置と飛び級すたサットであることは、前に書いた通り、小中高の全課程を中のに置得した進に対しては1.2学年目の「選択科目」を履修させる。これは、大学教育で消えて久しい「一般教養を念頭に置いたものです。どうしてもど手制の建門前が崩せないなら、本来のクラスに籍を置いたまま、特定の科目についてのみ、上の学年あ		学習指導要領に示している内容は、すべての児童生徒に対して指導する基礎的・基本的な内容であり、各学校においては、その内容の確実な定着を図った上で、異なる学年の内容や学習指導要領に示していない内容を指導することは現行でも可能です。 また、その際で、指摘のように上学年の学習内容等を前倒して指導する場合は、構造改革特別区域研究開発学校設置事業(802)の認定を受けることで実施可能です。					飛び級と廃級留置は セットである。あると ・ 上の学年で飛び級する こともあり得る。学年制 ちさらに弾力的いで考え れば、年度途中でも上 1007070 させることも考えられ る、現は、12年という大 枠の中で、初等中等数 育り全課程を十分に冒 得させることがこの制度 の目的である。 体力・運動能力や要 係的センスは、学力以	人学させること,は学校教育法27条の飛び級、あるいは特定の科目を限って、上級学年の授業を受けさせること。 について、大級学年の授業を受けさせること。 一般学年の授業を受ける力量を受ける。 一般学年の授業を関わること。 一般学年の修業年限が短端される。 一般学校中学校段時間では一般が表現である。 一般学校中学校段時間では一般学校者でも進級するケースが多した。 一般学校中学校段時間では一般学校者でも進級するケースが多した。 一般学校学者を関すると、 一般学校学者を関すると、 一般学校学者を関すると、 一般学校学者を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	個人	文部科学省
08301	休業	期日力 学育活会29 等等等等的行动。 等等的行为, 等等的行为, 等等的行为, 等等的行为, 等等的行为, 等等的行为, 等等的行为, 等等的行为, 等等的行为, 等等的行为, 等等的行为, 等等的行为, 等等的方式。	会 公立小中学校の休業日 1国民の祝日に関する法律に規定する 2日曜日及び土曜日 3学校教育法体行会第30条の規定によ	D U	この度は、ご提案いただきありがとうございます。 小中学校の学期及び長期休業日は、当該学校を設置する市町村又は都道府県の教育委員会が定めることになっています。 をした、教育委員会にあいては、それぞれの教育委員会は表しては、それぞれの教育委員会は関いためで定めることとして、各学校に権限を委任することも可能となっています。 実際に、学期や長期休業日を弾力化する取組は、各地域で取り組まれているところです。 あお、土曜日日については、学校、家庭、地域が建りであるととして、各一人の日については、学校、家庭、地域が主がそれぞれ協力して社会全体で子どもを育てていこうとする趣旨が、現在では、社会全体のシステムの一部であり、国際的にも共通の流れと言えます。 このように、土曜日を休業日とする規定について特例を設けて授業を実施することは、適当ではありませんが、実際に、土曜日に学校、家庭、地域が連携し、教職員が会が出て希望する児童生徒に対し多様な学習機会を提供することは、現在でも可能であり、多くの学校において報知の組まれているところです。 足非これらをご理解いただき、児童生徒が多様な学習機会を得れているところです。 足事にれるをご理解いただき、児童生徒が多様な学習機会を得るれているところです。	右の提案主体の意 見について回答さ れたい。	土曜日を休業日としたのは、中 曽根内閣時の前川レボートに動労 者の年間労働時間の知能であって、教育論ではなかった(長期の 休みがある教育点をはまかが子供を育 なというで、大きないり、 土曜日間労働時間の対能であって、教育論ではなかった(長期の 休みがある教育点の実はでいい。 土曜日はなかまた(長期の 休みがある教育点の実はでいい。 土曜日はないまかに後期の 経済活のが行けれている。 経済活のが行けれている。 と経済活のできませいずれ少数表に、学校教活のできませいずれ少数表に、学校教活になるでいう。 またに好ましい生活をある。そのことにあ またに好ましたでき校を表さことして、6時間、5日長と時間、5日長と時間、5日長と時間、6日こと ちらが子供教養があるか、選択の 会地を与えてもなりに、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1		学校週5日制については、昭和59年9月に「我が国における社会の変化及び文化の発展に対応する教育の実現を期いて各般にわたる施策に関し必要な改革を図るため基本的方度について、諸間を受けて、21世紀に向けての教育の基本的な任り方を示した臨時教育審議会の答申で提言がされています。(「教育改革に関する第二次答申、昭和61年4月)、公本に関する第二次答申、昭和61年4月、今の移行への検討が提言されており、社会経済構造の変化を見通して教育論から提言されたものというとができます。また、学校週5日制の趣旨は学校、家庭・地域が連携して子どもたちを育てて、また、学校週5日制の趣旨は学校、家庭・地域が連携して子どもたちを育てて、本ありません、現在では例えば地方自治体が土曜日の様々な体験の調座を開催したり、NPO等で連携して学習機会を提供するなど、地域が主体となる取り組みも広まってきています。このように、学校週5日制は社会全体のシステムとして導入され、これまで段階的に進めてきたものであり、また、各地域においてその趣旨を踏まえた様々な取組がされているところです。是非この趣旨をご理解いただき、児童生徒が多様な学習機会を得、幅広い体験と学びができる環境の一層の充実に向けてご協力いただきますようお願いいたします。なお、諸外国の状況について指摘をいただきましたが、国際的にも学校週5日制は共通の流れであると考えています。	の提案主体の意見につ 「回答されたい。	「家庭や地域の教育力の回復と 活性化,という建前論が破綻していることは、各種世論調査でも既に明かです。現在、土曜日に学校 員に代休を与えるのが難しいから 員に代休を与えるのが難しいから でしょう。要するに勤務的けです。 でしょう。要するに勤務的けです。 が表している力と問題に基本来、勤務時間の問題に接小化されている力と用の 避ましい生活と関係を表し、 選手とき、であり、電子とは、 選手とき、であり、電子とは、 です。年年間登校日数が1日で 現在、平均的公立でするの、であり、です。 現在、平均的公立ですがり、です。 現在、平均的公立であり、であり、であり、程度ではあり、を相関ではありまであり。であり、であり、であり、であり、であり、です。 現在、平均的公立方は、であり、です。 現在、平均的公立方は、のであり、現在、平均的公立方は、のであり、可能でいます。 現在、平均的公立方は、のであり、 現在、平均的公立方は、同意等 りを下面り、新た関係によりを開います。 のか、重めながまた。 であり、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、	С	学校週5日制の趣旨を踏まえ、学校・家庭・地域が協力して、子どもたちに幅広い学習や体験の機会を提供する取り組みは、広がってきていると考えています。今後、こうした取り組みがより一層充実されることこそが期待されています。次に、年間の授業日数については、ご指摘のとなり現在200日程度ですが、これは国際的にみて少ないということはないと考えています。また、各地方自治体、学校においては、長期休業日の短縮などによる授業日数の確保のための取り組みが行われています。年間の授業時間については、文部科学省の調査では、学校教育法施行規則に定める標準授策時数を上回って授業時数を確保している学校の割合が全国的に見ても多く、それぞれの地域において授業時数の確保のための取り組みが行われているものと考えています。	「概念と3の。ま)。   間 秋2週間 3-2週 7   70-7 1週間 3-2週 7   70-7 1週間 3-8 7 7 9   70-7 1週間 3-8 7 9   70-7 1 9   7	料目・単元には、その性質上、短期 集中したほうが高い学習効果を得ら れるもの、年間を通じて継続したほう がよいもの、半年で終わってよいもの などがある。また、ある科目のある単 元からのほうが、のの 日のある単元がより理解し易いという こともある。 それらを召理的に組み合わせてるに 当である。そのはい年間計画を立てるに は、3ヶ月毎の時間制組み替えが必 当である。そのはい年間計画を立てるに は、3ヶ月毎の時間製に役よの学 習成果が期待されると共に、毎週 は、登録を記さとにより、生徒の 負担を軽減することだできる。 1ヶ月以上の長期枚業は、せっかく 身に付けた好ましい生活習慣や知識・能力を無効にする恐れがある。	/G I	文部科学省
08301	教す定力科 単説時 10 数 配置要の 10 数 1 に 10 数 2 に 10 に	るの化斗必選、間学、導 学導 学導 ・ 学導 ・ 学導 ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で	各学校は、学習指導要領等の教育課程 の基準に基づいて、教育課程を編成・実 施するものとされている。	€ D	この度は、ご提案いただきありがとうございます。ご提案 にありますような教育課程の基準によらない教育課程の 編成・実施については、構造改革特別区域基本方針別 表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置 事業(802)」により行うことができます。									の内容はすべ、網種 するよう教育課程を編 成する。 特に理数科目については、欧米の高校 り種系子へスに匹教 を授業内容と授業 1007090 時間数を確保する。 社会系の科目や時間 数を削減することはせず、授業日数や週当 たりの授業時間数を増やことによって対	全ての学習の基礎である「読み書き計算」能力を削削で集中的に身につけさせることにより、それ以降の学の数年の数を図る。高校までの数料内容は、21世紀人の教養の範囲に属する。広義の大学直の一次では必要が必須ないのは、先進国中日本だけである。早に段階での選択制導入は、将来の進路選択の機を著し、残争のもことになる。日本の大学生は、専門基礎・周辺科目が非常に弱いをきる。大学生は、専門基礎・周辺科目が非常に弱いをきる。人学生では全科目を必修とする。	個人	文部科学省

管理	, 一特		滋当法 制度の現状 の分 類	措置 の内 容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見 類	措置「措置 の分の内 i,の容」の 見直 見直	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置「措置の分の「類」の容」 見直 見正	り の 各府省庁からの再々検討要請に対する回答 直	規制特例 提案事項 管理番号 内容	提案理由・代替措置の内容		制度の所管・ 関係官庁
083	科 外( )120 科	の教 用図 1条 の使 びる	小・中・高等学校等においては、文部科学 大臣の検定を経た教科用図書又は文部 科学省が著作の名義を有する教科用図 教教書を使用しなければならない。但し、学校 法第27 第四には、1000年である。なお、研 等以外の図書であっても、方益。近りな図 の準書に対して学習指導要 領で立むている内容以外の授業を行う場 合等検定教科書が存在しない場合には、 検定教科書の使用義務はない。	高 だ 月	現行制度においては、検定教科書を使用する場合でも、 副教材については学校の判断で使用することも可能と なっています。また、構造改革特別区域研究開発学校制 度の活用により、学習指導要領によらない特別な教育課 程を実施する場合、検定教科書ではな〈学校独自の教材 を主たる教材として使用することが可能です。のような 制度を活用ながら多種多様な教材を使用することによ )ご提案の趣旨を実現することが可能と考えます。	右の提案主体の質問について回答されたい。	素朴な疑問。 例えば、20年前の教科書 を、出版社の許可を得て復 刻。コピーしたものは、「検定教 無償は別問題として、「検定的 無償は別問題として、「検定的 利書」あるいはそれに定じるも のとして認められ者事要領 が、低基準を定め学習を可い あって、発展的いと解釈されて いるようですが、	D	学校における教育課程は現行の学習指導要領に従うこととなっており、教科の主たる教材である教科書は、学習指導要領が改訂されるごとに、新しい学習指導要領にそったものが著作・編修され、検定していることから、過去に発行され、衣教科書を採択して使用することはできません。ただ、前回で回答したとおり、記教材については学校の判断で使用することも可能となってします。また、構造し改革特別区域研究開発学校制度の活用により、学習指導要領によらない特別な教育課程を実施する場合、検定教科書ではなく学校独自の教材を主たる教材として使用することが可能です。		「私見」 「検定教科書」を使用する無償育を がということは、教科書の事業を がということは、教科書の事業を 行おうとする場合、最大の難聞習 導要領を におうとする場合、最大の難聞習 導要領を をといることは、本質書のに同じて保会 を選明し、さらに、本質書」と制度を 発進国の「国定教科主局」を のような、その第一次を を当りませんが、教題になることとの。 近に、過去のほと、一般書のに、の表な をの第一まを をの第一まで、一般書のに、一般書のを に、一般書のに、一般書ので の方策が でが あるない。 の方策が でが の方策が の方策が の方策が の方策が の方策が の方策が の方策が の方策	D	教科書の検定は、教科書の著作・編集を民間に 委ねることにより、著作者の創意工夫に期待する とさもに、検定を行うことにより、適切な教科書を 確保することをねらいとして行っているものであ り、全国的な教育水準の維持向上、教育の機会 均等の保障、適正な教育内容の維持、教育の中 立性の確保などの要請にこたえるため、今後とも 必要なものと考えています。 今回いただいた御意見は、今後の参考とさせて 頂きたいと思います。	へ一点に無報じての ・適宜利用するため、原則とし ・選作権にかりラブルを 避けるため、原則とし て、著作権の切れた契 ・インターネット上には 「青空文庫」のように、 著作権が切れた又製け、 ・一選をが乗りないるサイト ・一選をが乗ります。 ・一選をが乗りまする。 ・一選をが乗ります。 ・一選をが乗ります。 ・一選をが乗ります。 ・一選をが乗ります。 ・一選をが乗ります。 ・一選をが乗ります。 ・一選をが乗ります。 ・一選をが乗ります。 ・一選をが乗ります。 ・一選をが乗ります。 ・一選をが乗ります。 ・一選をが乗ります。 ・一選をが乗ります。 ・一選をが乗ります。 ・一選をが乗ります。 ・一選をが乗りまります。 ・一選をが乗ります。 ・一選をが乗ります。 ・一選をが乗ります。 ・一選をが乗ります。 ・一選をが乗ります。 ・一選をが乗ります。 ・一選をが乗ります。 ・一選をが乗ります。 ・一選をが乗ります。 ・一選をが乗ります。 ・一選をが乗ります。 ・一選をが乗ります。 ・一選をが乗ります。 ・一選をが乗ります。 ・一選をが乗ります。 ・一選をが乗ります。 ・一選をが乗ります。 ・一選をが乗りまする。 ・一選をが乗りまする。 ・一選をが乗りまする。 ・一選をが乗りまする。 ・一選をが乗りまする。 ・一選をが乗りまする。 ・一選をがまる。 ・一選をがまるがまるがまるがまるがまるがまるがまるがまるがまるがまるがまるがまるがまるが	日本の検定教科書は世界で最も 「薄い 部類に属する、教師による詳 しい説明を前提としているためと思えれるが、自学自留で先に進もうとする 生徒、あるいは前の単元の理解不反 を自ら取り戻そうとする生徒の意然が 例(ことにもなっている。 副教材や学習参考書の出版が変 んであるのもわが国の特徴である。 検定教科書だけでは、いかなる教科 未十分に学習でするい、ので知事である。	個人	文部科学省
083	以 法 に。	外の 本流 人等 条、 よる幼 教育 園の 第2	育基 国、地方公共団体、学校法人以外の者 法第6 は学校を設置できない。(特区における株 学校 式会社、NPO法人を除く)。 育法 一校の設置者は、その設置する学校を 管理し、法令に特別の定めのある場合を 除いては、その学校の経費を負担する。	名面共享 香木 东巴鲁 医生态器	ご提案のような市立幼稚園のケースを含め、公立学校の管理「運営の民間委託に関しては、過去に特区提案が行われるとともに、構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針:「死成15年9月12日構造改革特別区域推進本部決定」において、公立学校の民間委託の目話的な管理・運営委託については、高等学校及び幼稚園を打象として検討し、・・・必要な措置を譲ずる。こととされましたとを受け、その具体的な制度の在リ方について、高等学校及び幼稚園を対象として検討と、述め上の課題を踏まえる。公立学校の性格に照らし、法制上の課題を踏まえる観かな学校の性格に照らし、法制上の課題を踏まえる観かな声が検討を進めた結果、先の通常国会において構造設定者が対で進むたとまった。この制度は、地方公共団体と民間とが連携・協力して、この制度は、地方公共団体と民間とが連携・協力して、民間のノウソ・ウを生かしつつ、公私協力学校を設けて、民間のノウソ・ウを生かしつつ、公私協力学校を設けて、民間のノウソ・ウを生かしつつ、公私協力学校を設けて、民間のノウソ・ウを生かしつつ、公私協力学校を設けて、民間のノウソ・ウを生かしつつ、公私協力学校を設けて、日本ので、既に本年10月から施行されております。ご差もので、既に本年10月から施行されても制度をご活用いただくことが可能です。	右の提案主体の意見も踏まえ、提案にある委託の方法が 実現できないでは、 を回答されたい。	幼保一元に係る規制の特例の全国展開等により、今後は当該施策に対する全国的な取組所等により、今後は当該施策に対する全国的な取組が増加するものと思われます。その一方で、公の施設の指定管理もの公設民営事情とも相まった。一段では一般では一般である。 一般では一般である。 一般では一般である。 一般では一般である。 一般では一般である。 一般では一般である。 一般では一般である。 一般である。 一般では、 一般である。	С	公立学校の管理運営を包括的に民間委託することに関しては、過去にも特区 提案が行われるとともに、構造改革特別区域推進本部決定)において、公立学校の民間への目的な管理、運営委託については、高等学校及び幼稚園を対象として検討し、・・・必要な措置を講ずる。こととされたところです。これらを受け、文部科学省としては、ご提案のような公立幼稚園の民間への包括的な香港、通営委託については、高等学校及び幼稚園のを関への包括的な香港、通営委託については、高等学校及び幼稚園の民間への包括的な香港といかにすれば実現できるかという方向で、法制度面から、真摯にしかしながら、関係省庁とも協議しつつ、検討を進める中で、公立幼稚園における教育は、幼稚園教育要領に基づき、設置者である地方公共団体が、その公の意思において、教育課程の編制等と任籍園児に対する日常の教育とが一体的に実施されるものであること、こうした特質を持つ公立学校教育は、法制度的見地からは、例えば保育所にあける保育など事実上の行為に相当で義教・サービスや一般に指定管理者制度が想定している定形的な管理行為とは、本質的に性格を異にするものであることなどにより、結果として、「公立学校、を包括的に民間委託することは制度が出たしている定形的な管理行為とは、本質的に性格を異にするものであることなどにより、結果として、「公立学校、を包括的に民間委託することは制度がとより、結果として、「公立学校、を包括的に民間委託することは制度が必然を包含された例をです。以上の通り、公立幼稚園をおいたのが先の回答でお示しした「公私協力学校制度」です、以上の通り、公立幼稚園を含め、公立学校の包括的な民間委託は国難との政府部内検討結果を踏まえて設けられた特区制度が「公私協力学校制度」ですので、この新たな制度の活用についてご検討いただければと考えます。	右の提案主体の意見について回答されたい。	公私協力学校は、あくまでも私立学校であり、公立幼稚園に適用する場合は、いったんこれをを廃止し、協力学校法人による私立幼稚園にごりたいます。 こうした施策等ともともれ、住民の理解が得られないと考えます。 おおりますが、こうした施策等ともともれ、住民の理解が得られないと考えている個人にないないながら法人教育に関する情報を選挙したいます。 管理主体となりますというもので、教育に人物管理させようというもので、教育に関する情報を関係となります。 管理主体となります。 大阪に関する場合では、対策を管理の面からも支障が生じるおそれがあります。		公立学校の管理運営を包括的に民間委託することは関しましては、公私協力学校。を特区において制度するに先立ち、文部科学もとして真摯に対す整定対して持た公共団体に一定の関います。	効能同語を解棄の利用 の合同「平成17年前」を がも全面がある。 対する。 対する。 は定置を がら生産がある。 は定置を がら生産がある。 は定置を がのもないます。 を がのは、 ののでは、	本特区の認定を受けて平成17年4月 から幼保一元施設である、幼児園を 設置し、幼稚園児と保育所児の合同 漫画地区は、芦原地区での状況を見 ながら順次幼保一元化を進めていく。 、	あわら市	文部科学省
083	育条条非活人専大設制ンネ学学	門職 育法学院 条	・ 校教 不登校児童等を対象として特別の需要に 法第2 応じた教育を行う場合に、特定非営利活 、4条 動法人による学校を設置することができ る。	THE SECTION ASSESSMENT OF THE SECTION OF THE SECTIO	学校は公の性質を有するものであり、その設置と通営は極値 ない共性の高いものであるとされ、デ生等の就学の機会を確 まないませい。 ま物性・安定性を確保しつつ、民間の主体が参かするため 制度として学校法、制度が設けられており、学校の設置 まとしては、学校法人が基本となっています。 PO 法人は、市民による自由な当省利活動を推進する観点から、開場に法人格を取得できる制度として創設されたものです あ、法人の管理運営体制が十分でなく、情報公開やセーフティ も、法人の管理運営体制が十分でなく、情報公開やセーフティ も、法人の管理運営体制が十分でなく、情報公開やセーフティ も、法人の管理運営体制が十分でなく、情報公開やセーフティ も、法人の管理運営体制が十分でなく、情報公開やセーフティ も、おりの整備の条件整備をしていまった。 と、さ学校設置のは一般である。それで、日本を持つまで、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本で	提案者・「は一大ない」とは、 は、 は	(1)大学設置に会性、総統解とでは、 (1)大学設置に会性、総統解とできる。 (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	С	特定非営利活動法人については、株式会社と比べた場合、株土配当の必要がな、報酬を受ける役員の数を限られることから、その分は、法人運営上の経費が軽減されるというた側面があるからしれません。また、営利法人である株式会社とは異なり、投資等により、利潤海泉水のためのリスケを与っこともないことから、その面では、経営上の安定性への懸念が、確かに小さいからしれません。一方、特定非営利活動法人は、株式会社における資本金のよな設立時の財産的基礎がなく、また、株式発行などの多核資資金調達の手段とないことから、その面では、財政番優に劣ることになります。このように、特定非営利活動法人は、株式会社とでは、財政面での一長、短があり、学女設置者として求められるだけの経験性・安定性を確保できるかについては、関政面での一長、短があり、学女設置者として求められるだけの経験性・安定性を確保できるかについては、両者ともに、必ずしも十分な保証がなられるだけの経験性・安定性を確保できるかについては、両者ともに、必ずしも十分な保証がないと考えられます。 根道改革特区においては、このような経験性・安定性の態念を残しつつも、株式会社については、特に、多様な資金調強による機動的な学校経営等の可能性に期待して、特定非営利法人については、特定・登録の本例を表していては、特に、多様な資金調強による機動的な学校経営等の可能性に期待して、特定非営利法人については、公教育の相景により役割に期待して、限定的に、学校投資を認めたところです。しかしながら、近境をの大学教育の分野については、特定主義制法人が当後が野の教育の利用に関し、社会的に一定程度評価されるよう文業場を上げているものでもな、現状では、その相景に関し、社会的に一定程度評価されるよう文業場を上げているものでもな、人で表して、大きな表しまでは、大きない、特定に対しては、大きない、特定に対しては、大きない、大きない、特定に対しては、大きない、特定に対しては、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない	右の提案主体の意見にご いて回答されたい。	回答では、早い話が金や金持って来いと高利貸しみたいな事を言っている、教育とは何ぞをと考えさせられる。官が言うはのと思う、資産は借り入れてなく思う、資産は借り入れてないる。可能の事らいい、ならは助成に託けて、最近の事らは、活りのでは、一般		学校も一つの事業主体であり、その事業活動を行うに当たっては、他の機関と同様、資金面での裏づけも必要となります。また、特に学校については、経営破綻に至った場合には、在学生の修学機会が保証されないため、社会的にも大きな影響を及ぼすことになります。こうした事態が生じることのないよう、学校の設置に際しては、継続的・安定的な経営を維持できるだけの財産的基礎が確保されているかどうが奢査しているものであり、学校が負う社会的な責任に鑑みれば、このような措置が必要であることについて、ご理解頂ければと思います。		NPO法人が教育活動の補完的役割を担うとするのは一方的な解釈であり、NPO法人による大学教育につり、NPO法人による大学教育につしては、通常の学校教育の支持を発育したが、明日では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般		文部科学省

管理:ド	- 規制(0 特例) 項名	D 該当法 令等 制度の現状	措置 措置 の分 の内 類 容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見 類」の 類」の	置がある。	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置「措置の分の関類」の容り見直見し	内 の 各府省庁からの再々検討要請に対する回答 直	規制特例 提案事項 管理番号 内容	実施 提案理由・代替措置の内容	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
0830	る施設 50 従事す る職員	地方教 同知識 及び運 営に関する教育に関する事務を管理・報 さは関する。 3 法律第 23条		幼稚園については、小学校、中学校等と同様の学校として位置づけられており、他の学校と同様に、教育の中立性、継続性、安定性の確保等が要請されております。このような性質を踏まえると、幼稚園を含む学校教育に関する事務については、首長部局から独立した教育委員会が担う必要があります。そのため、ご提案の内容を特区として導入することは困難です。なお、来年度から本格実施を目指しております就学前の教育・保育を一体とした一貫した総合施設につきましては、現在その所管の在り方なども含め、制度設計について検討が進められているところです。	の対よりがいます。 教育・保育を一体して して捉えた・設にこれで を もとしては、現在など もさいて もさいて もさいて もさいて もさいて もさいて もさいて もさいて		:	総合施設につきましては、文部科学省と厚生労働省とで連携し、中央教育審議会が児教育部会と社会保障審議会児童部会の合同の検討会議において、その基本的在り方について「審議のまとめ、をとりまとめました「平成16年12月24日」。本年度には全国3 施設において総合施設モデル事業を実施しております。今後のスケジュールとしましては、上記の「審議のまとめ、等を踏まえて様々な準備を行し、来年度からの本格実施に向けて次期通常国会に関連法案を提出する予定となっております。					支援施強有所能量と 有限 (	をスの新 実施される総合施設により、所管 まし、統一化が可能になることを、期待 保育 いるところであるが、本市において 「再編 特に問題を生じている職員の人事	ど前いるの格ので、にこい透化理果務人とめ一番 野野	文部科学省
0830	育園・2 育園の 発園の移 に管理物係 の の の の の の の の の の の の の		設した無漢額地でする。 で、補貸し国域をも平制画域をもでの計 の計 を の計 を の計 を の計 を の計 を	地方公共団体が補助を受けて整備した公立学校施設については、補助金の経済的価値が発存する限りは、当該地方公共団体は学校施設として使用し補助目的を違成することが求められ、他の用途への使用は出来ないこととなっています。補助金通化法第16条、一方、近年、少子化にともない、地である得可原校とされた校舎や余裕教室の数が増加する中で、これらの遊が施設の活用が求められており、既存施設の有効利用を推進する観点が表した。既校施設等の活用に当たっては、国庫補助の適正な執行に反しない範囲内で可能な限り支援しているところです。このような考え方の下、廃校施設等の有効活用を支援しているところですが、無償譲渡については、譲渡たに実質的に国庫補助の可能な限り支援しているところですが、無償譲渡については、譲渡たに実施のに国庫補助目が開発していては、譲渡とに実施が表した場合に、特区自治体との関係で、国として国連納付金村と時の財政措置を請しないとする特区制度本来の趣旨にもなりまないものと考えます。	替指置の内容以外 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	版は自己所有が所でなって おり、県と再三交渉してきた が、例外は認められなかった 経緯がある。こういった状況に より、園舎等施設は譲渡せざ るを得ない、「官業の民間開 放、の積極的な推進のために	: -	ご提案いただきました件につきましては、国の補助を受けた公立幼稚園に係る 財政処分の取扱いは、処分制限期間内の民間団体への譲渡自体を禁止する趣 旨のものではないため、国庫返納金の問題は生じるものの、有償または無償で 譲渡することは可能であり、愛知県私力組制股盟図可審査基準に適合する 形での対応はできるものと考えます。また、園舎等の自己所有については、校 地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業(820)を活用することによ り、借用のもので対応することが可能となっています。 しかしながら、その際に国庫補助金の返還を不要とすることにつきましては、先 に回答数しましたさおり、本件補助金制度や特区制度の趣旨に照らすと、ご提案 の代替措置をもってしても、困難であると考えます。	助金の返還を要していなに、 はことと同様に、補助金に より整備した公立幼稚園に ついで同じことであることか ・ 補制か金の返還を更せ ・ 無償節金の返還を更せ ・ 無償節で意見も節ま 、 再度検討し回答された しまた、提案によれば、代 替措置の外容として「事業 目的以外に使用すること (融資の担保、破産による	する。これは、社会福祉法人が、 国等から一定の監督を受け、社会福祉事業を目的として設置され 会福祉事業を目的として設置され るいるためである。幼稚園を設置さ る学校法人も、全〈同じ状況であ さと考えられるため、少なくだった。 が送入に対して、国庫補助金の 返還について、保育におけるが、 会福祉法人と同様に扱うよう認め		本件提案に係る公立幼稚園施設整備費の補助対象は、地方公共団体であることから、国庫補助対象は、地方公共団体であることから、国庫補助を受けて設置された幼稚園を地方公共団体が学校法人に無償譲渡した場合においては、本件補助金が補助対象としていない主体に国庫補助金の経済的効果価値を移転することとなることから本件補助制度の趣画等に照らし、ご提案は困難であると考えまで、保育所整備に係る補助金に関しましては、市町村が保育の実施義務を負うこと等を踏まえ、保育所整備を行う地方公共団体及じは補助が組入を対象とするなど、本件補助金とは補助が豊富や内容を異にするものであることから、当該補助制度に適合する形で財産処分の取扱いをされているものと考えております。	プライス (1995年) アライス (1995年) アライ	使用 (代替措置: は、事業目的以外に使用すること(融) 9管 の担保、破産による債権差し押さ	共補い過程第三を図がをまで官長度. 音孔を豊 豊	文部科学省厚生労働省
0830:	学練発 食業務託よ 770 材発託よ 税 対発 発	子校部 校結長の実施者である市地方公共 食業務 の教育委員会等が学校給食の食事 の連営 の充実や衛生管理の確保等に配慮 の合理 フ、学校給食の質の低下を招かな のに、のないよう、神域の実際に応じ、	は団体 事内容 駆しつ D -	現行でも、学校給食における食材発注業務を民間委託することは可能です。 具体的には、学校給食の食事内容の充実や衛生管理の確保ができれば、学校給食の実施者である各地方公共団体の教育委員会等の判断で、学校給食において食材発注業務を民間業者へ委託することも、可能です。	右の提案主体の意見について回答されたい。	「現行でも食材発注業務を民間委託することは可能」と言われるが、例えば、東京都23区で調理業務の民間委託は行われているものの食材発注権を開放されているものの食材発注はを開放されているものの食材を注はしい、実態を調査した上で、献立の作成権を除り発行するか、若いは、560年1月発令を適守する旨の通連を再発行するか、	,	既に、昭和60年に、学校給食業務の運営については、献立の作成を除き、学校 給食の質の低下を招くこのないよう十分配慮することを条件に、各設置者が地 域の実情等に応じた適切な方法により運営の合理化を推進するよう通知すると ともに、その後も様々な機会を通じてこの官を周知してきたところであり、改めて 同じ旨の通知を発出することは考えていません。					額の20%を削減ことを目標とする 1116010 自治体の給食における出納業 合理化及び簡素 なお、現在、全国	関受	自学す育合全達会めによった。 (社)日本ビ議会 本 ジ会会 本 注 : (会会 ・	文部科学省
0830	「金」では、「・」では、「・」で、「・」で、「・」で、「・」で、「・」		D -	一般論として、公民館施設の一部を転用するなどして他の目的に使用することは、地域の実情を踏まえて、公民館の設置もある市町村教育委員会がその当否を判断することとなっており、国の規制は存在せず、現行制度の中で実現することは可能となっています。	右の提案主体の意 見について回答さ れたい。	今まで「公民館」「児童館」の施設に視力トレーニングをおりては、100円 では、100円 であった。	-	繰り返しになってしまいますが、一般論として、公民館施設の一部を転用するなどして他の目的に使用することは、地域の実情を踏まえて、公民館の設置者である市町村教育委員会がその当否を判断することとなっていまり、国の規制は存在せず、現行制度の中で実現することが可能となっています。また、公民制に、どのようなチラシ広告・資料等を備え付けるかについても、設置者である市町村教育委員会が地域の実情を踏まえてその当否を判断することとなります。					深少させる。根別、コンケセツーを、根別、	福島県の子供の視力が悪いと新聞に戦力でしまれた。 急増する一方の子供の視力を良くして福島県に貴したい、 見増する一方の子供の視力を良くして福島県に貴したい、 現民からの経史開業者にある。 自然力に対している。 日本のは、 日	) 就是か今公す視 <sub>二</sub> 蓋。てつは 親と を復せ になる。 にな。 になる。 になる。 になる。 になる。 になる。 になる。 になる。 になる。 になる。 になる。 になる。 になる。 になる。 になる。 になる。 になる。 になる。 になる。 になる。 にな。 になる。 になる。 になる。 になる。 になる。 になる。 になる。 になる。 になる。 になる。 にな。 になる。 にな。 にな。 になる。 にな。 にな。 にな。 にな。 にな。 にな。 にな。 にな	文部科学省厚生労働省

管理	コー 規制 特例 項ぞ	の  事 名   該当法 令等	制度の現状	措置 措置 の分 の内 類 容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見 類	措置「措置 の分の内 で」の 見直 見直	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置「措 の分の 類」の容」 見直 見ご	内 の 各府省庁からの再々検討要請に対する回答 直	規制特例 提案事項 管理番号		<sub>可容</sub> 提案主体 名	本 制度の所管・ 関係官庁
083	教員: 190 弾道用	第1項 第2項 第12項 の 開法第4 条第6 ※第6	教育職員は、学校種等によりそれぞれ求められる専門性を異にしていることから、各相当の教員免許状を有する者でなければならないとされています。ただし、その例外として、専門性の高い教科指導の推進という観点から中学校免許を有する者は、所有している免許状の教科に相当する教科について小学校で教えることができます。		教育職員は、学校の種類等によってそれぞれ必要な専門性が異なっているため、それぞれの学校の種類ごとの 免許を有していることが必要です。 中学校の免許状所有者については、専門性の高い教 村指導の推進という観点から、所有するることが現行制 度においても可能となっています。しかしながら、学級担 任については子どもの発達段階にあわせ適切な生徒者 導等を行うことが求められていることから、特定教科の専 門的知識を有していることだけをもって、小学校の免許を 有しない者が小学校で学級担任をすることはできないこ とをご理解くださいますようお願い申し上げます。	また、免済が 検索が 大変の 大変の 大変の 大変の 大変が 大変が 大変が 大変が 大変が 大変が 大変が 大変が	おいては、教科の専門性による指導と、思春期を迎える生 住指導の両面の対応が望まれる。こうしたことから、中学 校において学級担任をもしている中学校の教員の指導力は 大きな戦力にかって、教員免 許状の弾力化、とりわけ中学 校教員免託が所有者は、小 学校における専門教科の指 導定けでなく、高学年に5~6 年生」に限って担任することを	С	教育職員免許法においては、教員免許状は基本的に学校の種類ごとの免許状となっており、同一学校種であるにもかかわらず、発達段階に応じて学年ごとに異なる取扱いをすることを想定しまりません。 しかしながら、小学校の普通免許状を有しない中学校の免許状所有者に、小学校の特別免許状が授与される場合においては、小学校段階で学級担任となることもできます。また、中学校の免許状所看者が、すでに大学において修得した単位に加え、小学校の免許状取得に不足している単位を新たに修得すれば、小学校の普通免許状も取得でき、中学校免許状と小学校免許状を併有できます。					1135160 となることがで うにする。これ	きるよりに限られている。小中子校の	を充実 逗子市	文部科学省
083	県費員 職員考 選ので へのが 譲	権 行政の 市 织蝉の	県費負担教職員の採用選考はその任命 権者たる都道府県・政令指定都市教育委 員会の教育長が行う。		全県的な視野から教職員の採用・配置を行い、幅広く 人材の有効活用を行う必要があるとから、政令市を除 代市町村立学校の県費負担教職員については、都追所 県教育委員会が任命権者とされています。この趣旨に鑑 教職員として県教委が任用するよう義務付けることは国 教職員として県教委が任用するよう義務付けることは国 策です。なお、市町村費負担による教職員の任用につい 式、現在認のにでいては全国で実施できるよう検討を進 めているところです。)。	見にプリで回答されたい。	提案の前提には市で負担している非常勤講師のなかにはて優れた教員が存在し、その教員は削戦力であり、市としても貴重な人材と認識しているという事実がある。一方、現在問題になっている指導力不足教員の根本的な解決は採用のミスマッチを防ぐことである。こうしたとから、団境の世代の大量退転に伴う大量提用の時期を迎えている現存在、採用予定数の県費負担教員のうち、予は即戦力を引き、おいかがか、対象と考えるが、いかがか、	С	ご案内のとおり、市町村費負担により教職員を採用することは特例措置により可能とされているところですが、政令市を除く市町村立学校の県費負担教職員の任命権者が都道府県教育委員会となっている趣旨は、全県的な視野から教職員の採用・配置を行い、幅広(人材の有効活用を行う必要があるという点にあります。このことから、特定の市で任用される教員を県費負担教職員として採用するよう、県教委に義務付けることは困難です。なお、指導力不足教員の対応については、現在、すべての都道府県・指定都市教育委員会において継続的な指導、研修を行う、状況に応じ免職等の分限し、処分や他の職への転任等を行うシステムが構築・運用されているところですが、学校や市町村教委にも十分に連携・協力いただきながら、適切に運用が進められるようにしてまいります。併せて、条件附採用期間制度の趣旨が生かされるようこの設定適用を促してまいります。また、教員採用についても、各都道府県教委等において、真に教員にふさわしい方が採用されるよう引続き改善を進めていただいているところです。		提案の本意は、即戦力となる負責の確保であり、すべての県費は教職員の採用を市で任用したいたきたいしたまないいるわけてはありません。まても続いてもほうにいてはなく、採用後に適当な期間が終った。というない、大変の教員が高くから、では、大変の教員が高いである「全県を行いる状況であることから、全県を行いる状況であることが高い、一個広くであり、大変をしているが、大変をしてある。という趣旨の採用・配置を行う必要がある。という趣旨から対し、幅広くであり、をにない、大変をして有効と考えるが、いかがか、	C	文部科学省としても、ご提案の趣旨である。優秀な人材の確保及び適切な教職員配置は大変重要な課題であると認識しておりますが、ご指摘のよに、当該教職員を、採用板に相当は期間が経過だ後は、他市町村へ異動させるということであれば、他の県費負主教教育委員会の格優と責任において採用を行うことが必要であると考えます。なお、都道部興業育委員会は教職員の任免その他の建退を行う市のとされていることから、各都道衛果教育委員会は、校長の意見具申、行い、各都道教育委員会の内申を十分に尊重して人事を行うことが重要であると考えます。	環境(204年) (少人数指の計算 動物の方式 上雇用されてから動粉校の 推画服務校の 推画服務である。 1135170 教職(1) 合格(1) 育委。この報告 である。 1951年 19	勤教員 非常 (1年3) 団塊の世代の割合が多く、今 校長の 育委員 の選者 の選者 の選者 でした。 では、したがったの中には、優力の たは、したがったのに、では、 は、したがったのに、では、 は、したがっために、では、 は、したがっために、では、 は、は、 は、は、 は、は、 は、 は、 は、 は、 は、	のの性 確保す 産用し なもの 逗子市 ある優 豆子市	文部科学省
083	210 営協議	地方行組が 時で組がに法条 ではは を は は は は は は は は は は る り る り に は さ に は は は は は は は は は は は は は は は は	1 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちで対している。 その所管に属する学校のうちで学校、という、の通管に関いて協議する機関をとして、当該指定学校では、一、学校連営に関いて教育に関いて教育を受け、一、企業を使い、一、企業を使い、企業を使い、企業を使い、企業を使い、一、企業を使い、企業を使	D	ご提案の趣旨については、第7次提案の際にご説明したとおり、学校運営協議会の設置や、委員の任命、対当・キュラムの決定や教職員人事・たわに要する予資の意向を大分踏まえることで実現可能なものであり、地域の声を学校運営に反映させることにより市民教育の推進にも資するものと考えます。 実際に、教職員の人事については、指定学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たつては、前定学校前の規定により述べられた意見を尊重するものとする。」とされ、可能な関し意見を反映をせることが法律上においても求められているところであり、学校運営協議会が一定の権限を有しております。 大学校通営協議会が一定の権限を有しております。 大学校通営協議会が一定の権限を有しております。 大学校連には、現行制度のもとでも、採択地区の小規模化を図るとともに、採択の決定過程に保護者等を参画させることにいます。また、教科書採択に地域の意見を反映されば、現行制度のもとでも、採択地区の小規模化を図るとともに、採択の決定過程に保護者等を参画させることにいます。責備にあり、文部科学省でもこれを可能であり、文部科学省でも、政策を関しています。表表、教科書の課名後にしては、現行制度のもとでも、採択地区の対規を促じています。責備にあり、文部科学省でもこれを取組を促じています。責備にあれては、市単独の採択地区を記さととも、現行であり、文部科学省でもこれを可能であり、文部科学省でもこれを可能であり、文部科学省でもこれを可能であり、文部科学省でもこれを可能であり、文部科学省でもこれを可能であり、文部科学省でもこれを可能であり、文部科学省でもこれを可能でありませないます。	見によると、「事実 上可能となってい るものを明文化で きない(特区として 歌められない) 理由 を提示願いたい、」 について回答され たい。	る。季美上可能となっているものを明文化できない(特区として認められない)理由を提示願いたい。 教科書採択については、貴省	D	繰り返しになり恐縮ですが、費市の御提案の趣旨は、学校運営協議会の設置 や、委員の任命、カリキュラムの決定や教職員人事、それらに要する予算措置 などの際に、教育委員会が首長や学校運営協議会の意向を十分踏まえること で、特区として対応しなくても実現可能なものであり、まずはこうした方法により、 対応いただければと存じます。また、費市において、今年度実施されているコ ミュニティ・スクール推進事業において、学校運営協議会の設置や、委員の 命、カリキュラムの決定や教職員人事、それらに要する予算措置などの際に、教 育委員会が首長か学校運営協議会の意向を十分踏まえることにより、御提索の 超過行が実現可能が御研究いただいた上で、具体的な問題点を教えていただけ れば存じますので、引き続きよるしくお願いします。なお、教科書採択におい ても特区として対応しなくても採択地区の小規模化を図り、採択の決定過程に保 護着等を参画させることにより、ご提案の趣旨を実現することは可能かと思われ ますのでご検討いただければと存じます。最後に、明文化さない理由、との ことですが、費市の運用が変で事実上可能となっていることが何放できないの か、何がネックとなっているのか、まずご教示いただければと思います。	らの提案主体の意見につ 1て回答されたい。	繰り返しで申し訳ありませんが、本市の提案は協議会委員の自覚と責任を促すためには、権限として協議会で持ちずることが必要であると考えて提案しているものであり、責当の回答のとおものであればそれを明文化し、権限として付与することを提案するものである。	D	繰り返しとなり申し訳ございませんが、曹市の復提案の趣旨は、学校運営協議会の設置や、委員の任命、カルキュンの決定や教職員人事、名月委員会が首長や学校運営協議会の意向を十分踏まえることで実現可能で、こうした知起を行い、地域の声学校運営に反映させることにより、協議会委員の自覚と責任を促すことは可能なものと考えております。	の5準収分 の権限の学生 の権限の学生 び職員援脇 最長協議を を必要と書き で、2 教科書を にこかいて協を 教育宣に関係を 教育宣に関係を の一部を已た 民自治氏が き、自市民が も、自己と本書 き、自、日、日、日、日、日、日、日、日、日、日、日、日、日、日、日、日、日、日、	に関い、質別に関与可能とするたけとは 検討 することに大きな意義があるを含 することに大きな意義があるを含 することに大きな意義があるを含 することに大きな意義があるを含 る場合には、住民に自覚を促す。 赤破権 情、在市政基本方針に市民会が 赤は、在市政基本方針に市民会が ボースにも、表生、市民の側にも で行政の登録を満っている。表生、市民の側にも でにあるり、「行政との強働地調が本市の りつつあり、学校連営についても を経済のり、対してきている。	当協任する場所が開始して、 は協任する場所が設定して、保証のようで、 を受けるとなっ、本 を受けるとなっ、本 のようとの、本 のようとの、本 のようとの、本 のようとの、本 のようとの、本 のようとの、本 のようとの、本 のようとの、本 を必めるを受めるで表して、 を必めるを必めるを必めると、 のと、 のと、 のと、 のと、 のと、 のと、 のと、 の	文部科学省
083	学校協委 会会命い のの関	議員にて長りの及営るがは、	学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学様大に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命する。	D	第7次提案の際にご説明したとおり、学校運営協議会は、学校運営協議会は、学校運営協議会は、学校運営協議会は、学校運営協議会は、学校運営協議会は、学校運営協議会は、学校運営を持ちれる機関でもれる機関であるため、委員については、管理者である教育委員会の責任おいて、人選が行われ、その参り上の取扱い時でしいでは、時間は、大部で任命されることが必要です。また、教育基本法から要請される教育の政治的中立の確保のためにも、学校運営協議会の委員で任命の際に教育委員会が首長の憲法を必要とすることによりこの権限を制限することは正規案の趣旨については、市長の承認がなくても、学校運営協議会の委員任命の際に教育委員会が首長の憲自分に踏まえることで実現可能なものであると考えます。なお、今年度、青市立市之倉小学校が、ココニティスクール推進事業の調査研究校の指定を受け、調査研究を実施している中での、具体的な問題点を教えて頂ければと思います。	右の提案主体の意見によると、「事実」上可能となっているものを明文化できない(特区として由を提示願いたい)理とあが、このことについて回答されたい。」とあるが、このことについて回答されたい。	で「力に始まれることで美規 可能」としている事実上の承 諾を、特区という実験的かつ 限定的な枠組みの中で、明確 なものにするものである。教育 の政治的中立の確保といった	D	繰り返しになり恐縮ですが、貴市の御提案の趣旨は、学校運営協議会の設置や、委員の任命、カリキュラムの決定や教職員人事、それらに要する予算措置などの際に、教育委員会が首長や学校運営協議会の適向を十分踏まえることで、特区として対応しなくても実現可能なものであり、まずはこうした方法により、対応いただければと存します。また、貴市において、今年度実施されているコミュニティ・スクール推進事業において、学校運営協議会の設置や、委員の任意、カリキュラムの決定や教職員人事、それらに要する予算措置などの際に、教し育委員会が首長や学校運営協議会の意向を十分踏まえることにより、御提案の暦委員会が首長や学校運営協議会の意向を十分踏まえることにより、御提案の趣首が実現可能が御研究いただいた上で、具体的な問題点を教えていただければく存りますので、引き続きよるどく結婚いします。最後に、「即文化できない、理由」とのことですが、貴市の適用次第で事実上可能となっていることが何故できないのか、何がネックとなっているのか、まずご教示いただければと思います。		繰り返しになり恐縮ですが、貴省の回答にあるとおり教育委員会が の回答にあるとおり教育委員会が 首長の意向を十分踏まえることに より実現できる、とした場合議会 の意向が一致い場合には長及び協議会の意向が一致い場合に保ります。本提案は が、一致し場合になります。本提案は ないことになります。本提案は もれた担保するために委員の任 を記しています。本提案も のものものでのの任 を記しています。本提案も のましています。本提案も を記しています。本提案も もれた担保するために委員の にないことに対して を制造のである。コミる意 は、ことを構造のである。コミる意 は、ことを構造のである。コミる意 は、でいると は、ことを は、ことを は、ことに は、こと は、こと は、こと は、こと は、こと は、こと は、こと は、こと	D	御懸念の教育委員会の意向と首長及び学校運営協議会の意向が一致しない場合については、双方が十分に議論を尽くす中で、自長や教育委員会が一体となって教育活動に当たってとが、より適切な学校運営のために大切なことであると考えます。	学校運営協議 1138020 の任命につい の承認を得る	上述の地域教育を進める場合 住民が委員として参加すること。 論のこと。委員会の加すること。 地域の意向が充分に反映式もものでなければならい。第7時の回答がに強い。 意向も不分に踏まるを会るなど、 育行政の組織及び運営に配よ 住民の意見を実質的に反映、 が、教育委別が決定される市したが、教育委員が決定されるが、 であるとうかが決定される構成 の意向を領集に反映させるに表 の意のを確定と反映させるの表 要とする。との見教主との構成 の意の自る確実に反映させる。 要とする。と知文化することが、 あり、注制度として保障する。 意義があると考えるものであ。 意義があると考えるものであ。	はかっている。 はかっている。 はないできない。 はないできない。 はないでは、 とは、 はないでは、 とは、 とは、 とは、 とは、 とは、 とは、 とは、 とは、 とは、 と	文部科学省